

栃木県介護員養成研修事業者指定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県介護員養成研修実施要綱（以下「実施要綱」という。）第13条第2項の規定に基づき、介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定等について、必要な事項を定めるものとする。

(事業者の要件)

第2条 事業者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 研修事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (2) 県内に事業所を設置し、常に研修に関する連絡、調整に対応できる体制を整えていること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (4) その他、実施要綱及びこの要領に定める事項が遵守されること。

(事業者の指定申請)

第3条 事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修の課程・形式ごとに受講者の募集を開始する2月前までに「栃木県介護員養成研修事業者指定申請書」（別記様式第1-1号。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。ただし、既に指定を受けている事業者が異なる課程又は形式の指定を受けようとする場合は、受講者の募集を開始する60日前までに「栃木県介護員養成研修事業変更届」（別記様式第4号）に次の(1)から(3)に掲げる書類を添付し知事に提出するものとする。

- (1) 学則（別記様式第1-2号）
 - (2) 講師履歴（別記様式第1-3号）
 - (3) 実習受入承諾届（別記様式第1-4号）
 - (4) 収支予算及び向こう2年間の財政計画
 - (5) 直近の決算書
 - (6) 定款その他の基本約款
 - (7) 研修会場を借用する場合は借用書の写し
 - (8) その他必要な書類
- 2 知事は、指定申請書を審査し、必要に応じて照会及び実地検査を行うものとする。
 - 3 知事は、指定申請書の内容が適当でないとき、相当の期間を定め補正を求め、又は理由を付して指定申請書を却下することができる。
 - 4 知事は、申請者が第2条に定める事業者の要件を満たし、政令、省令、告示、取扱規則及び要綱に従い適正に研修を実施できると認められる場合に限り、事業者としての指定を行い、「栃木県介護員養成研修事業者指定指令書」（別記様式第2号）を交付するものとする。
 - 5 知事は、指定申請書の審査の結果、不指定の決定を行ったときは、理由を付してその旨を通知するものとする。

6 知事は、第2条に定める事業者の要件にかかわらず、次に掲げる申請者については、事業者としての指定を行わないことができるものとする。

- (1) 指定を受けずに受講者の募集を行った申請者
- (2) 指定を受けずに研修を実施した申請者
- (3) 過去3年以内に栃木県及び他の都道府県において、事業者の指定取消処分を受けた申請者

(事業計画書)

第4条 申請者は指定申請時に、事業者は毎年度初回の研修受講者の募集を開始する1月前までに、「栃木県介護員養成研修事業計画書」(別記様式第3-1号。以下「事業計画書」という。)に次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 研修日程表(別記様式第3-2号)
- (2) その他必要な書類

(学則の制定)

第5条 事業者は次の事項を定めた学則(別記様式第1-2号)を制定し、受講を希望する者に対して、公開するものとする。

- (1) 研修の目的、名称、日程
- (2) 研修会場
- (3) 受講資格
- (4) 受講者本人の確認方法及び受講の手続方法
- (5) 受講料、その他諸経費
- (6) 講師氏名
- (7) 使用テキスト
- (8) 研修修了の認定方法
- (9) 欠席、補講及び退講の取扱い
- (10) 研修科目免除の取扱いとその手続方法
- (11) 通信形式の添削及び面接指導方法等

(変更の届出)

第6条 事業者は、指定申請書又は事業計画書の内容に変更が生じた場合には、変更後10日以内に、「栃木県介護員養成研修事業変更届」(別記様式第4号)を知事に提出するものとする。

(中止届)

第7条 事業者は、事業計画書に定めた研修を中止した場合には、中止決定後10日以内に、「栃木県介護員養成研修事業中止届」(別記様式第5号)を知事に提出するものとする。

(事業報告書)

第8条 事業者は、毎事業年度の最終研修終了後2月以内に、「栃木県介護員養成研修事業報告書」(別記様式第6-1号)に次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

る。

- (1) 栃木県介護員養成研修修了者名簿（別記様式第6－2号）
- (2) 実習実施状況一覧表（別記様式第6－3号）

（休止、再開、廃止届）

第9条 事業者は、1年以上2年未満の間研修事業を休止する場合には、事業休止決定後速やかに、「栃木県介護員養成研修事業休止届」（別記様式第7号）を知事に提出するものとする。

- 2 事業者は、休止届提出後に研修事業を再開する場合には、受講者の募集を開始する60日前までに、事業計画書に「栃木県介護員養成研修事業再開届」（別記様式第8号）を添付し、知事に提出するものとする。
- 3 事業者は、2年以上研修事業を実施しない場合には、「栃木県介護員養成研修事業廃止届」（別記様式第9号）を知事に提出するものとする。

（調査及び指導）

第10条 知事は、事業者が提出する届出の内容が適当でないと認めるときは、事業者に対して必要な指導を行うことができる。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、事業者の事務所及び研修会場等において、研修事業に関する実地調査を行うことができる。
- 3 知事は、研修事業の実施内容、施設、設備等に関して適当でないと認められる事項がある場合には、事業者に対して改善指導を行うことができる。

（指定の取消し）

第11条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 事業者が前条の規定に基づく指導に従わなかったとき。
 - (3) 申請、報告又は届出に虚偽が認められたとき。
 - (4) 研修事業の実施において不正が認められるとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき指定の取消しを行う場合においては、当該事業者に弁明の機会を与えるための聴聞を行う。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、事業者の指定に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日から適用する。